



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆保険税の軽減措置があります！



勤めていた会社の倒産や解雇など、事業主の都合によって離職した人を『非自発的失業者』といいます。離職した人が、在職中と同程度の負担で国保に加入できるように、平成22年4月から保険税の軽減策がとられています。

Q 対象者は？

- A ①65歳未満で、倒産や解雇等の理由により離職された**雇用保険の特定受給資格者**。
②65歳未満で、雇用契約が更新されない等の理由により離職された**雇用保険の特定理由離職者として、失業等の給付を受ける方**。

【要件】

※特定受給資格者および特定理由離職者とは、雇用保険受給資格者証（ハローワーク発行書類）の離職理由コードが『11・12・21・22・23・31・32・33・34』のいずれかにあたる方です。雇用保険受給資格者証を持っていない方は該当になりません。

※収入が65万円以上ある方で、**平成21年3月31日以降に離職した方**が対象です。

Q 軽減される額は？

- A 保険税は、前年の所得などによって決まりますが、前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を決めます。

例) 離職したのは世帯主で、前年の年収を500万とした場合の目安（夫婦、子ども一人世帯）

軽減前→34.7万円（年額） 軽減後→14.8万円（年額）

Q 軽減される期間は？

- A 離職した日の翌日から翌年度末までの期間

例) 離職日 平成25年 3月31日 → 軽減期間 平成25年 4月 1日～平成27年 3月末まで
離職日 平成25年12月10日 → 軽減期間 平成25年12月11日～平成27年 3月末まで

Q 申請方法は？

- A 非自発的失業者に該当する方は、次の書類をご持参のうえ、役場保健福祉課国民健康保険係まで申請をお願いいたします。

①雇用保険受給資格者証（ハローワークが発行する書類） ②国民健康保険証 ③世帯主の印鑑

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 25 年 6 月	4,434 人	234 人	4,668 人
	平成 24 年 6 月	4,608 人	283 人	4,891 人
医療費総額	平成 25 年 6 月	143,198,108 円	7,715,181 円	150,913,289 円
	平成 24 年 6 月	136,267,558 円	7,001,382 円	143,268,940 円

区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり	平成 25 年 6 月	32,295 円	32,971 円	32,329 円
医 療 費	平成 24 年 6 月	29,572 円	24,740 円	29,292 円